

「総合的な学習の時間」における家庭・地域等と連携した 学校外学習の位置づけの明確化について

平成30年10月15日
学校における働き方改革特別部会
資料1

これまでの総合的な学習の時間

教師の直接的指導の下で「教室」で実施されることが多い。
（「職場体験」など、教師の間接的な指導の下で、教室外で行われることもある。）

学校・教室での学習

学校外の学習
（平日の通常授業時間内）

・地域調べ（商店街、街並み等）、職場体験等

これからの総合的な学習の時間

教師の直接的指導だけでなく、家庭や地域と連携しながら、
様々な場を通じて、児童生徒が主体的に探究を行う

学校・教室での学習

学校外の学習
（夏季休業期間や土日等含む）

・地域の教育資源を活用した実践的な学習活動
例) 地域調べ（商店街、街並み、安全マップ、外来生物等）
職場体験・職業調べ
図書館や博物館・公民館等を活用した調べ学習

○今次改訂では、児童生徒が実社会・実生活の中から主体的に課題を見付け、その解決に向けて多様な他者と協働しながら、情報を収集・分析し、解決策をまとめ・表現する探究的な活動を重視して、アクティブ・ラーニングを推進。

○総合的な学習の時間は、従来から、職場体験や地域調べ等、家庭や地域と連携しつつ展開されてきたが、こうした連携は限定的だった。

○ **夏季休業期間や土日等を含めた学校外における総合的な学習の時間の授業を行う条件を明確化**することにより、児童生徒の多様な課題に応じた探究の機会の充実を図る。

【条件】指導計画上の位置づけ（目標、内容、学習活動、指導方法・体制、学習の評価）が明確であって、家庭・地域との連携の取組が充実している場合などには各学校等の判断により、**総合的な学習の時間の一定割合（1/4程度）**は、学校外での学習についても、授業として位置付けることができる。

○これにより、地域の教育資源の活用による学習の多様化が進むとともに、夏休み等を活用しつつ、**過当たりの授業時数を増やさずに、弾力的に授業を行う**ことができる。

○このことは、学校と家庭・地域との連携の推進、学校教育と社会教育との相互の教育機能の充実による学校の働き方改革等にもつながる。

小学校学習指導要領（平成29年3月告示）

第5章 総合的な学習の時間（抄）

第1 目標

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

第2 各学校において定める目標及び内容

3 各学校において定める目標及び内容の取扱い

各学校において定める目標及び内容の設定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (3) 各学校において定める目標及び内容については、日常生活や社会との関わりを重視すること。
- (6) 探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力については、次の事項に配慮すること。
 - ア 知識及び技能については、他教科等及び総合的な学習の時間で習得する知識及び技能が相互に関連付けられ、社会の中で生きて働くものとして形成されるようにすること。
 - イ 思考力、判断力、表現力等については、課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現などの探究的な学習の過程において発揮され、未知の状況において活用できるものとして身に付けられるようにすること。
 - ウ 学びに向かう力、人間性等については、自分自身に関すること及び他者や社会との関わりに関することの両方の視点を踏まえること。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 年間や、単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、児童や学校、地域の実態等に応じて、児童が探究的な見方・考え方を働かせ、

教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や児童の興味・関心等に基づく学習を行うなど創意工夫を生かした教育活動の充実を図ること。 (3) 他教科等及び総合的な学習の時間で身に付けた資質・能力を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。その際、言語能力、情報活用能力など全ての学習の基盤となる資質・能力を重視すること。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。(4) 自然体験やボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。

(5) 体験活動については、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえ、探究的な学習の過程に適切に位置付けること。

(6) グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ、全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行うこと。

(7) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。